

国保事業費納付金・標準保険料の 仮算定結果について

仮係数に基づく秋の試算(30年度分)の概要

- 都道府県は、新制度の施行準備として、初めて平成30年度ベースの国保事業費納付金及び標準保険料率を算定する。秋の試算では追加公費(1,700億円)のうち一部(約1,500億円)を反映する。
 ※ 暫定措置300億円のうち250億円は第3回試算と同様に被保険者数に応じて按分するが、残る50億円については秋の試算結果を踏まえて検討。
- 都道府県は、保険料の伸びの上限として定める一定割合を適用し、一定割合を超過する市町村に国の暫定措置及び都道府県繰入金、特例基金を活用して、激変緩和措置を講じる。また、市町村間の保険料水準の格差を縮小する等の観点から、下限割合の設定を検討する。
- 市町村は、都道府県の示す国保事業費納付金及び市町村標準保険料率を目安に、平成30年度の保険料(税)水準の検討を行う。また、市町村は、実際に保険料を賦課・徴収する立場から、被保険者の実感に配慮した激変緩和を検討する。

		平成28年11月	平成29年1月	平成29年7月
		第1回試算 (仮係数)	第2回試算 (確定係数)	第3回試算 (確定係数+一部更新)
対象予算		平成29年度予算ベース (見込みのため過大)		平成29年度予算ベース (実態に近い文に縮小)
制度前提		現行制度 (市町村単位)		新制度 (都道府県単位)
追加公費		未反映		1,200億円
内訳	普通調整交付金	—		約300億円
	暫定措置	—		約250億円
	特別調整交付金	—		約100億円(子ども)
	保険者努力(都道府県)	—		約200億円
	保険者努力(市町村)	—		約300億円 (別途特調より200億)
	特別高額医療費共同事業	—		約60億円
その他		—		—

平成29年11月	平成30年1月
秋の試算 (仮係数)	算定 (確定係数)
平成30年度予算ベース	
新制度を前提 (都道府県単位)	
約1,500億円	約1,600億円
約300億円	同左
約250億円	約300億円
約100億円(子ども)	同左
約500億円	同左
約300億円 (別途特調より200億)	同左
約60億円	同左
経営努力分の経過措置 を反映	同左

※結核・精神、非自発分については未反映。

平成30年度標準保険料の仮算定について

標準保険料仮算定の概要

- 新制度の下での公費配分や算定方法に基づく、平成30年度予算ベースの推計。各市町の予算編成や保険料検討の参考とするもの。

(算定の前提条件)

- 平成24年度から平成26年度までの2年間の診療費の伸び率を参考に、平成28年度の診療費を用いて保険給付費を推計。
- 平成30年度から拡充される公費（全国1,700億円）のうち1,500億円を都道府県に配分。
- 県調整交付金（2号）のうち事業評価分の交付見込み額を反映。
- 保険料負担が、医療給付費等の自然増（2%/年）を超えて増加した市町に対し、激変緩和措置を実施。

(算定の留意点)

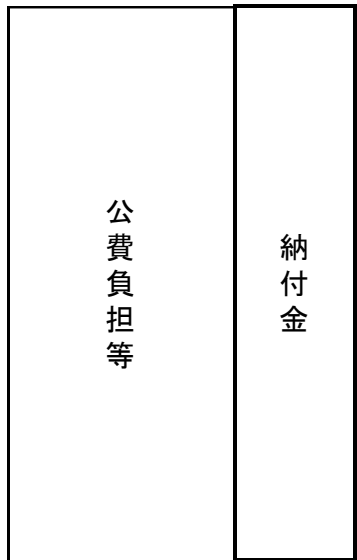
- 1人当たり標準保険料は、保険料必要額を各市町の被保険者数で割った平均額であり、実際の保険料負担額は被保険者の所得や世帯の状況により異なる。
- 平成28年度と平成30年度との標準保険料の比較では、前年度までに交付された前期高齢者交付金の市町ごとの精算の影響などにより増減が生じている。（個別市町の精算額による変動は平成31年度まで生じる。）
- 平成30年1月に、国が示す確定係数を用いた本算定を実施。国の予算編成や診療報酬の改定等を反映することから、今回の結果とは異なる可能性がある。
- 各市町は県が提示する標準保険料を参考に、現行の保険料率等を考慮して平成30年度の保険料を定めるため、実際の保険料は標準保険料と同一とならない。

国保事業費納付金の算定方法

【1】市町から徴収する納付金を応能分と応益分に区分し、

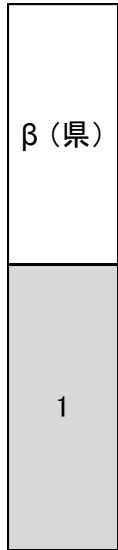
- ・応能分は所得総額
- ・応益分は被保険者数や世帯数により、各市町に割り当てる。

県の国保財政



県全体で必要となる納付金総額

応能分



応益分

各市町の被保険者の所得総額で按分



各市町の被保険者数で按分



各市町の世帯数で按分

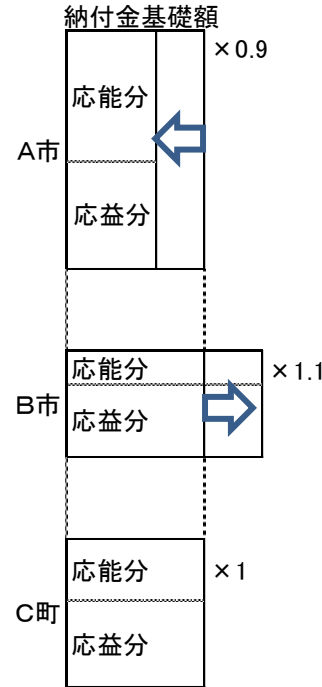


市町の納付金基礎額



【2】【1】で算定した市町ごとの額を、

医療費指数を反映させて調整する。(α=1)



①1人当たり医療費が全国平均より低い
(医療費指数=0.9)
⇒ 納付金が割引かれ、負担減少

②1人当たり医療費が全国平均より高い
(医療費指数=1.1)
⇒ 納付金が割増され、負担増大

③1人当たり医療費が全国平均並
(医療費指数=1)
⇒ 調整は生じず、平均的な負担

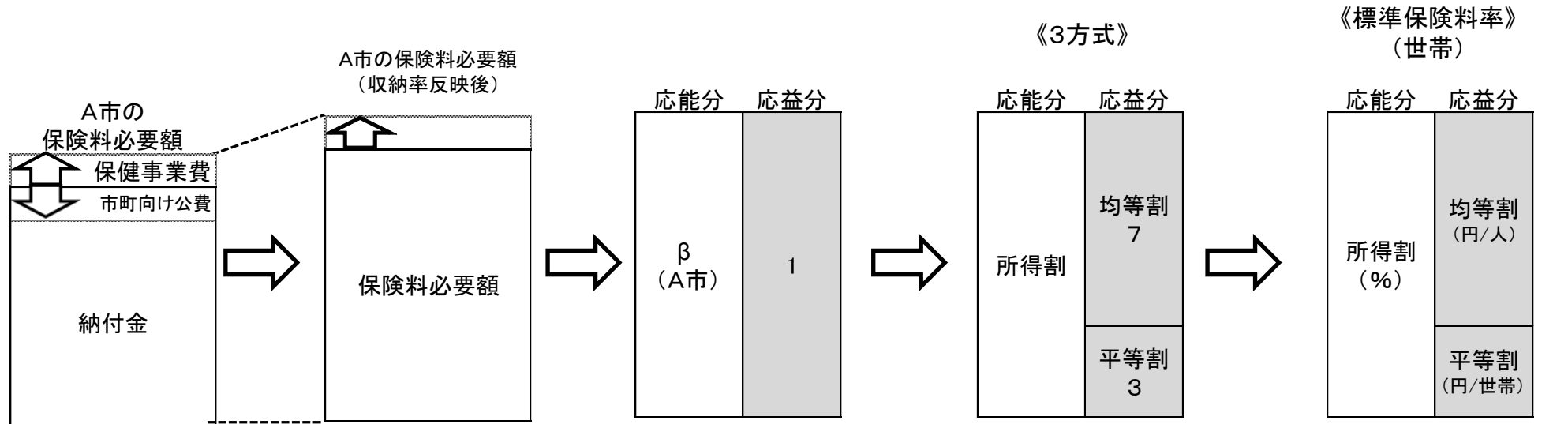
- ・ β (県) = $\frac{\text{福井県の1人当たり所得}}{\text{全国平均の1人当たり所得}}$
- ・ $\beta = 0.96$ (現段階の仮算定値)
- ・ 本県は応能割(β): 応益割(1) = 0.96:1
- ・ 応益分は被保険者数7: 世帯数3で配分

- ・ α = 医療費水準反映係数
- ・ 納付金 = 納付金基礎額 $\times [1 + \alpha \times (\text{医療費水準} - 1)]$

県における各市町標準保険料の算定方法

同一の算定方式による標準保険料率を、市町が目指すべき保険料率として示す。

- ・算定方式は3方式とする。
- ・応益分の賦課割合は均等割：平等割＝7：3とする。



【1】
納付金から各市町向け公費を減算、保健事業費を加算して保険料必要額を算出

【2】
市町ごとの標準収納率(過去実績)で【1】を割り、収納率100%に満たない分を割増

【3】
【2】を市町の所得水準に応じた応能分と応益分に区分

【4】
応益分を7：3で均等割と平等割に区分(所得割・均等割・平等割の3方式)

【5】
【4】から標準保険料率を算出(9ページ)

各市町において保険事業費を上乗せするほか、収納率を割増し、保険料必要額を算出

- ・ β (A市) = A市の所得水準
- ・ A市の所得水準が全国平均と同じ場合、応能分：応益分 = 1：1

【参考】 β (A市)の計算式

$$\beta (A市) = X \div (A市の保険料必要額 - X)$$

$$X = \left[\frac{A市の保険料必要額}{1 + \beta (県)} \right] \times \left[\frac{\text{県の納付金総額}}{A市の納付金基礎額} \times \frac{\beta (県)}{1 + \beta (県)} \times \frac{A市の所得総額}{\text{県の所得総額}} \right]$$

$$\cdot \text{所得割率}(\%) = \frac{\text{所得割総額}}{\text{被保険者の所得総額}}$$

$$\cdot \text{均等割額} = \frac{\text{均等割総額}}{\text{被保険者数}}$$

$$\cdot \text{平等割額} = \frac{\text{平等割総額}}{\text{世帯数}}$$

1人当たり標準保険料の仮算定結果

(単位：円)

	H30 納付金総額 (激変緩和後)	1人当たり標準保険料の比較				参考
		H30 A	H28 B	増減額 A - B	H28→H30の 平均伸び率 (%) (単年度換算)	H28 保険料収納額 C
福井市	5,842,647,498	115,448	119,317	△3,869	△ 1.6	99,464
敦賀市	1,580,327,723	122,082	127,944	△ 5,862	△ 2.3	100,183
小浜市	711,758,572	100,444	111,560	△ 11,115	△ 5.1	88,893
大野市	914,055,119	117,643	113,789	3,854	1.7	98,977
勝山市	582,799,929	105,506	102,491	3,016	1.5	87,813
鯖江市	1,593,440,267	107,244	116,741	△9,497	△ 4.2	102,022
あわら市	659,163,861	103,265	99,892	3,372	1.7	85,110
越前市	1,886,984,762	109,003	108,124	879	0.4	92,573
坂井市	2,104,275,602	112,285	115,759	△3,474	△ 1.5	101,992
永平寺町	391,419,043	108,094	119,020	△ 10,926	△ 4.7	73,007
池田町	73,362,331	103,087	115,530	△12,443	△ 5.5	87,792
南越前町	278,491,992	103,502	104,493	△991	△ 0.5	88,049
越前町	517,050,320	103,931	118,287	△14,356	△ 6.3	91,295
美浜町	252,066,558	102,347	110,724	△8,377	△ 3.9	92,993
高浜町	235,508,867	82,541	93,634	△ 11,093	△ 6.1	81,263
おい町	207,093,943	100,358	110,357	△9,999	△ 4.6	87,896
若狭町	400,499,325	104,924	105,032	△108	△ 0.1	92,880
県平均	18,230,972,712	111,113	115,225	△ 4,111	△ 1.8	96,243

※ Cの「平成28年度保険料収納額」は、標準保険料から低所得者保険料軽減分および各市町一般会計・基金等繰入金を差し引いた額

標準保険料率の仮算定結果

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
福井市	7.04	28,912	20,836	2.07	8,487	6,117	2.54	13,348	6,015
敦賀市	7.37	30,266	21,812	2.38	9,746	7,024	2.22	11,620	5,236
小浜市	5.80	23,818	17,165	2.23	9,148	6,593	2.25	11,819	5,326
大野市	7.48	30,712	22,133	2.12	8,713	6,280	2.37	12,453	5,611
勝山市	6.56	26,928	19,407	2.12	8,717	6,282	1.95	10,217	4,604
鯖江市	6.07	24,918	17,958	2.23	9,155	6,598	2.08	10,926	4,923
あわら市	6.03	24,731	17,823	2.15	8,839	6,370	1.93	10,109	4,555
越前市	6.34	26,042	18,768	2.35	9,644	6,950	2.28	11,936	5,379
坂井市	6.41	26,299	18,953	2.26	9,254	6,669	2.27	11,883	5,355
永平寺町	6.14	25,196	18,158	2.14	8,769	6,320	2.10	11,005	4,959
池田町	5.42	22,262	16,044	2.28	9,339	6,730	2.14	11,220	5,056
南越前町	5.67	23,263	16,765	2.41	9,903	7,137	2.14	11,251	5,070
越前町	5.39	22,143	15,958	2.31	9,943	6,842	2.38	12,501	5,633
美浜町	6.05	24,842	17,903	2.20	9,014	6,496	1.95	10,254	4,621
高浜町	4.29	17,620	12,698	2.15	8,829	6,363	2.02	10,603	4,778
おおい町	5.70	23,393	16,858	2.33	9,542	6,877	2.11	11,090	4,998
若狭町	6.32	25,940	18,694	2.18	8,960	6,458	2.09	10,984	4,950
県平均	6.57	26,957	19,427	2.20	9,020	6,501	2.30	12,047	5,429

4段階の激変緩和措置

- 平成30年度においては、追加公費の投入(1,700億円規模)が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる(納付金方式の導入等)ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。

被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための重層的な仕組みを用意

ア)市町村ごとの「納付金の設定」の際の対応

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準の差を、納付金にどの程度反映させるかを定めることになるが、激変が生じにくい反映方法を用いることを可能とする。

イ)「都道府県繰入金」による対応

- 都道府県繰入金(給付費の9%相当)の活用により、市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

ウ)「特例基金」による対応

- 施行当初の激変緩和の財源を確保するため、各都道府県ごとの「特例基金」を国費により設け、これを計画的に活用することが可能な仕組みを設ける。(平成30~35年度の時限措置。基金の規模は全国で300億円【6年間で活用】)

エ)「追加激変緩和財源」による対応

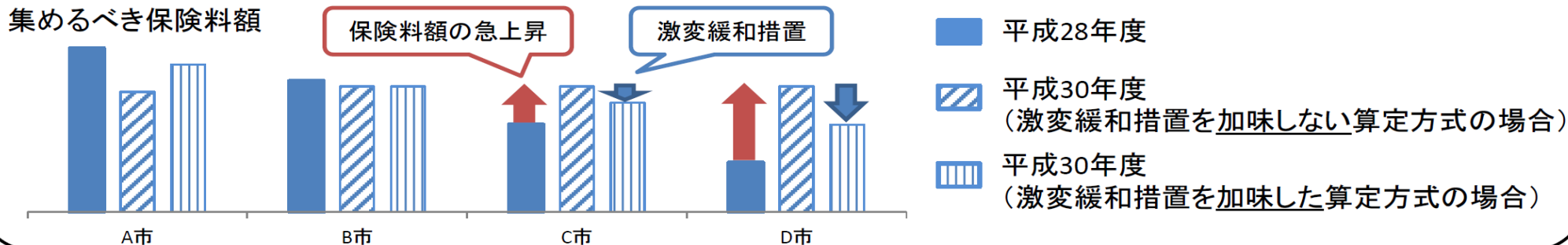
- 施行当初の激変緩和財源の充実に関する地方団体からの要請を踏まえ、平成30年度から投入する1,700億円の中の300億円を追加激変緩和財源として確保し、都道府県ごとの柔軟な活用を可能とする。(施行当初の暫定措置。平成30年度は全国で300億円【単年度で活用】)

※ 決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

4段階の激変緩和措置イメージ

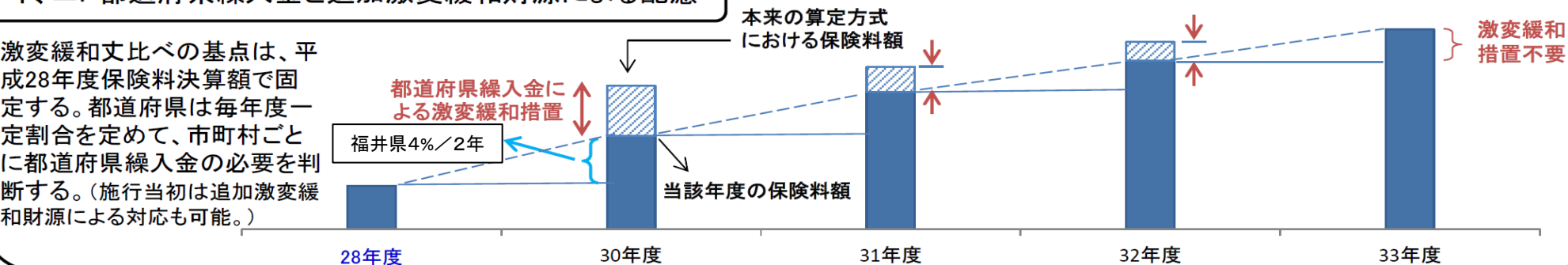
ア. 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α ・ β 等の設定による配慮

集めるべき保険料額



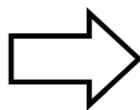
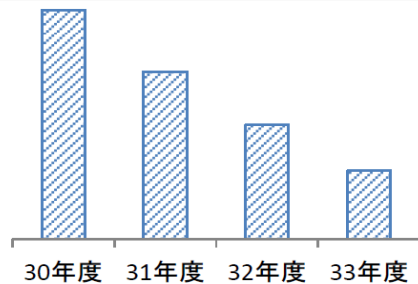
イ、エ. 都道府県繰入金と追加激変緩和財源による配慮

激変緩和丈比への基点は、平成28年度保険料決算額で固定する。都道府県は毎年度一定割合を定めて、市町村ごとに都道府県繰入金の必要を判断する。(施行当初は追加激変緩和財源による対応も可能。)



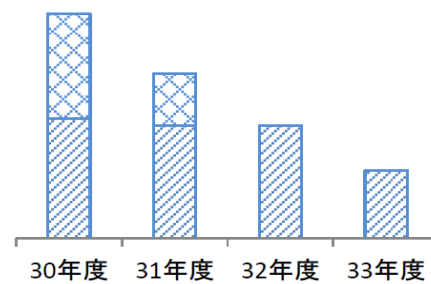
ウ. 特例基金による配慮(平成35年度までの措置)

仮にD市のような自治体が多数あった場合、当該県において必要となる激変緩和用の都道府県繰入金総額の推移



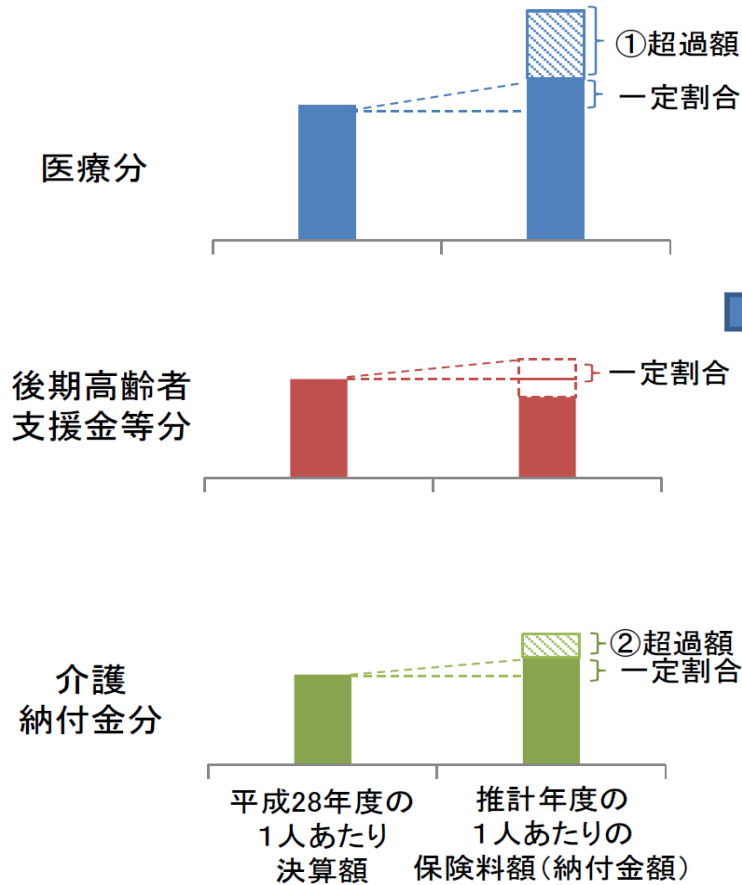
都道府県繰入金を激変緩和用として多く活用する場合、他の市町村の納付金を増加させる影響が大きいことから、激変緩和用の特例基金を活用して繰入金減少分を補填する。

また、独自に決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用して、各市町村の納付金を個別に減算することも可能。



激変緩和の丈比べ計算の流れ①(合算方式)

1) 都道府県は、毎年度、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれについて28年度からの自然増等を考慮した一定割合を定め、市町村ごとにそれぞれ1人あたりの平成28年度保険料決算額と推計年度保険料額(納付金額)の丈比べを行う。

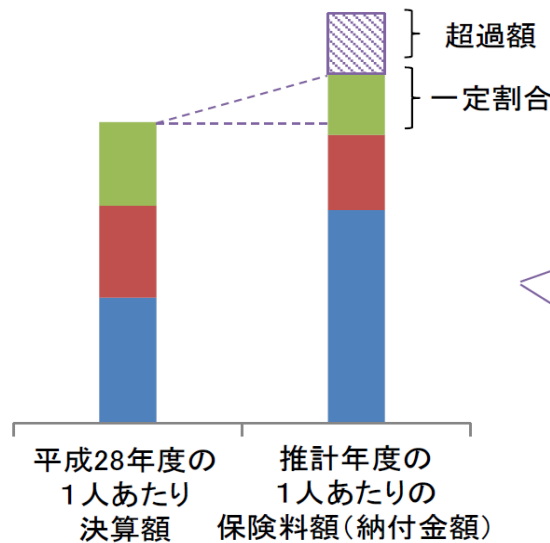


各保険料が一定割合を超過しない場合には、激変緩和措置の対象にならない。

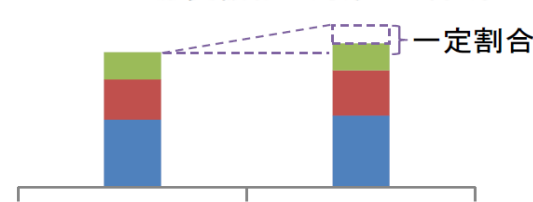
2) 都道府県は、毎年度、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合算額に対する一定割合を定め、平成28年度の1人あたり保険料決算額と推計年度保険料額(納付金額)の丈比べを行う。

※対象被保険者数の違いによる影響を解消するため、一般被保険者数で1人当たり介護納付金を調整計算。

(合算額が超過する場合)

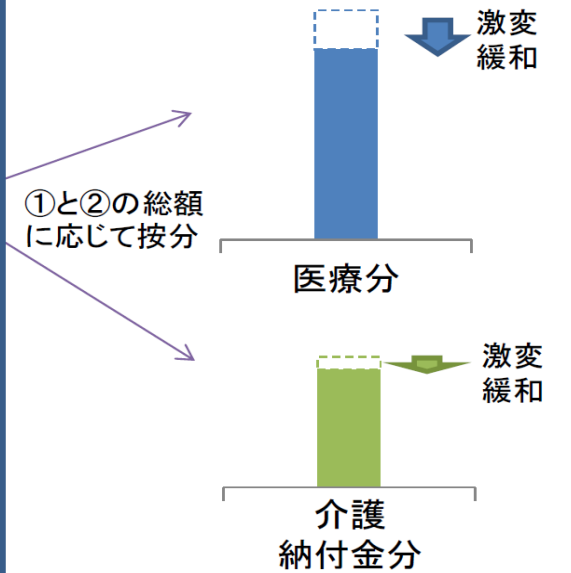


(合算額が超過しない場合)
激変緩和の対象から除く。



3) 都道府県は、2)の一定割合超過額を1)から計算した超過総額に応じて比例按分し、2)の一定割合を超過しないよう、各保険料分に対する都道府県繰入金額(1号分)による激変緩和分の額を算出。

都道府県繰入金は納付金額(d)から保険料額(e)を算出する際に控除するが、システム上、激変緩和後の納付金額(d')の算出も可能。



※激変緩和後であっても1)の一定割合を超えることはある。
※2)の一定割合を超過する額全額に都道府県繰入金を繰入れた結果、現状の一人当たり保険料額を下回る場合には、下回る部分を激変緩和措置の対象から除く調整を可能とする。